第5回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年5月2日(火) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	口 扫	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博文	0
4	西山	哲	0	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省子	0	1 6	山口	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節 朗	0	1 8	福田	義晴	0				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者	3番	井手	憲一郎
	0.0项	中皀	(== 1-11-
	99番	₩₿	7 型 // 生

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者

伊万里市農業振興課 杵 嶋 孝 太

7. 付議事項

議案	第18号	農地法第3条の申請について (7件)
議案	第19号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年16件) (農地中間管理事業 1件)
議案	第20号	農用地利用配分計画の承認について (1件)
議案	第21号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委 員の指名について (1件)
議案	第22号	農地利用最適化推進委員の選任について (1件)

8. 報告事項

報告	第8号	農地法第18条第6項通知の受理について	(4件)
報告	第 9 号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。
議長	それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。
	次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。
	今回は3番 井手委員、22番 中島委員です。
	事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。
	本日の議案数は、5つです。
	議案第18号 農地法第3条の申請について 7件
	議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事
	業]について 利用権設定 通年 16件
	農地中間管理事業 1件
	議案第20号 農用地利用配分計画の承認について 1件
	議案第21号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例
	事業に伴うあっせん委員の指名について 1件
	議案第22号 農地利用最適化推進委員の選任について 1件
	また、報告事項は、2つです。
	報告第8号 農地法第18条第6項通知の受理について 4件
	報告第9号 農地の形質変更届出について 1件
	となっております。
議長	それでは、議事に入ります。
	議案第18号 農地法第3条の申請についてになりますが、30
	番につきましては、○番○○委員が申請人である事案となります

議長	ので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参
	与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願い
	します。関係議案終了後に入室・着席していただきます。
	それでは、まず、30番について事務局から説明をお願いします。
	○番○○委員は退席をお願いします。
事務局	議案第18号農地法第3条の申請30番について説明します。
	議案は2ページになります。
	農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要
	件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満
	たしております。
	 農地法第3条の申請30番についての説明は以上です。
 議長	それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請
成文	
	30番について、議案の2ページを見ていただき、御意見、御質
	問がありましたら、挙手をお願いします。
	<なし>
	無いようですので、○番○○委員に着席していただき審議を再開
	いたします。
	続きまして、25番から30番を除いて31番について
	事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の申請25番から29番、31番について説明しま
	す。
	学母はす。 これ さっぷっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっ
	議案は1ページから2ページになります。

事務局 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利 用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件 を満たしております。 農地法第3条の申請についての説明は以上です。 議長 それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 については一括審議となっておりますので、議案の1ページから 2ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手 をお願いします。 くなし> 無いようですので、議案第18号農地法第3条の申請7件につい ては許可相当とします。 続きまして、議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強 化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局 からお願いします。 事務局 議案第19号農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促進事業」 の利用権設定の通年16件について、御説明します。 議案3~4ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧 ください。 今回は借受人が12名、貸付人が16名で、面積は、田が58,141 m、畑が 3,091 mです。利用目的、利用権設定期間、借賃などは 明細書に記載しているとおりです。申出書を議案5~14ページ に掲げております。 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 通年については以上16件です。

議長

議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございま せんか。

<なし>

無いようですので、議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件については申出のとおりに決定します。

続きまして、議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業1件について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の農地中間管理事業1件について御説明いたします。

議案は15ページになります。

農用地利用集積計画書を16ページに掲げております。農業公社 への利用権設定、貸付となっております、面積は田11,448 ㎡となっております。期間は10年です。

中間管理事業については、以上1件です。

議長

議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の農地中間管理事業1件について、御意見、御質問はございませ んか。

<なし>

無いようですので、議案第19号農用地利用集積計画[農業経営 基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件については、申出の とおりに決定します。

議長	続きまして、議案第20号農用地利用配分計画の承認について事
	務局から説明をお願いします。
事務局	議案第20号農用地利用配分計画の承認について御説明いたし
	ます。
	議案は17ページになります。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に
	よる農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の
	規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提
	出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行
	ったものを、借受者1名が借り受けることとなっております。詳
	細は、18ページになります。
	農用地利用配分計画の承認については以上1件です。
議長	議案第20号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質
	問はございませんか。
7番委員	ちょっといいですか?
議長	はい。
 7 番委員	 集積も配分もいずれかに国の補助金はついてくるんですかね?
. ш Ду	更新ですか?
事務局	新規です。今回の分につきましては、協力金は何も該当しないと
	いうことです。
7 番委員	ちなみに。協力金が該当する要件は、何なのですかね。1万1千
	m ² ということは1町1反という面積ですよね。これだけ動かして
	出す側も貰う側も何もないというのは、何が原因でしょう?

事務局

中間管理事業につきましては、26年から始まって、御承知のと おり。耕作者集積。経営転換。地域集積。という仕組みがござい ます。例えば、耕作者集積。これが一番該当しやすいかと思いま すけど、一人が二筆あわせてしたりとか。面積がではなくて、二 筆以上、公社に貸した場合とか、というのが耕作者集積の該当に なります。経営転換でしたら、個人さんが持ってる農地を一括し て貸した場合。それと地域集積というのは、地域をどう捉えるか ですけれども、地域の面積の何割か以上したら、協力金がありま す。と、いう形の三通りがあります。ただ、26年度そういう形 でスタートしましたけれども、今時点につきましては、単価が変 わったり、県としましては地域集積。地域でまとまってしなさい、 というような形で、そちらの方にお金の配分をしたりということ で変わってる状況にあります。ただ、要件は3つで、耕作者集積、 地域集積、経営転換。これが、基本的なお金の配分です。そうい う形は従来、26年度始まった時点でそういう話をしたと思いま すので、おわかりかと思いますけれども。今回の分は、そういう ことで、一筆。面積は多いですが、一筆されたということで、そ れ等には該当しないということで、なってるはずです。あくまで もこれは、借り手貸し手がおりますけれども、貸す側ですね。貸 す側に対しての、お金の交付でありまして。それも、今度、借り 手が、担い手。担い手が限定です。担い手とはなんぞやというこ とになりますけれども、それは認定農業者であったり、集落営農 組織であったり、新規就農者であったりという、通常、担い手に 貸さないといけないというのが、大前提になります。協力金の対 象はですね。以上です。

7番委員

今の話は一筆しかなかったからということでしたが、16ページはこれは筆数じゃないの?15ページは11,448㎡は集積し

7 番委員	た面積でしょう?16ページがその筆数じゃないの?一筆とい
1 留安貝	
	うのはおかしいかな、と思いますし、それから。担い手というの
	は、○○○○君は担い手のはずですものね。だから、それもおか
	しいんじゃないかな、と思います。いずれにしろ、このケースで
	なぜだったのか。例えば、そういうふうな申請を知らずにただ単
	に中間管理事業に預けたというのなら、とっても補助金をお世話
	する側としては、もったいないでしょう?
事務局	失礼しました。そしたら、あの。窓口で話をしているものがおり
	ますので、再度確認をして、あとからご説明しますので。申し訳
	ございません。
7番委員	はい。そうですね。
 事務局	< 1 名退室 >
子 4万/时	(17) と主/
議長	それでは、先程の質問は確認後ということで。続きまして、議案
	第21号農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴
	うあっせん委員の指名1件についての説明を事務局からお願い
	します。
事務局	議案第21号農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事
	業に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。
	議案19ページの1番です。
	│ 位置図と字図が20ページになります。
	あっせんの申出が南波多町に出ております。南波多町古里地区で
	の申出であるため、東部地区担当の3番委員と8番委員にあっせ
	ん委員をお願いしたいと思います。
	 あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけしますが、
	議案19ページの1番です。 位置図と字図が20ページになります。 あっせんの申出が南波多町に出ております。南波多町古里地区での申出であるため、東部地区担当の3番委員と8番委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。

事務局	<2名入室>
農業振興	<1名入室>
課	
事務局	いいでしょうか。
議長	はい。
事務局	先程の7番委員さんからの質問に対して、担当の農業振興課がご
	説明致します。
農業振興	農業振興課です。今回議案にあがっております、〇〇〇〇〇さん
課	の中管理事業の活用についてです。今回、農地を借り受けられま
	す○○○○さんですけれど、今回借り受けられる農地というの
	が、経営所得安定対策にずっと加入をしてある農地ということ
	で、経営所得安定対策の交付要件と、機構集積協力金の交付要件
	というのが、担い手であること、という要件とかぶっております
	ので、今回、経営所得安定対策に加入されている農地を認定農業
	者に貸し付けられた場合でも、それは担い手から担い手への貸し
	付けとみなされますので、機構集積協力金の要件となる、新規集
	積面積には当たりませんので、今回、機構集積協力金の対象とは
	ならないと判断しております。以上です。
7番委員	ちょっと待ってください。担い手から担い手ではないと思います
	よ。〇〇〇〇〇さんは。担い手のはずがないですよね。
農業振興	○○さん自体は担い手ではないんですけれど、その農地を利用権
課	をされる前に○○さんがつくられてます。で、その農地が実際、
	経営所得安定対策の農地として管理されてましたので、その農地
	が、既に担い手にあったという位置づけになります。
7番委員	通年、もしくは期間借地ですでに済んでいたということですね。

農業振興	はい。そうです。
課	
7番委員	それが理由か。じゃあ、期間借地にあらかじめ、いや、通年でも
	してある農地はもうダメということですね?
農業振興	そういうことになります。
課	
7番委員	口約束ならよい?
農業振興	いや、口約束でも経営所得に水田台帳簿にあがっておれば、それ
課	はもう、担い手と判断されます。
7番委員	経営所得安定対策は、ほとんどの水田が加入しているのでは?米
	の直接払いもあるし、7,500円以上の制度もあったでしょう。そ
	んな農地が直接払いを取ろうとしても、当然加入をしてあるの
	で、そうしたら、なかなか中間管理機構の補助金というのは、対
	象農地はないんじゃないか?
農業振興	そうです。担い手の要件というのが、昨年平成28年度から加え
課	られたんですね。機構集積協力金の要件としては、担い手に貸す
	ことが要件である。
7番委員	担い手はいいんですよ。
農業振興	非担い手から担い手ですね。
課	
事務局	いや、今言われてるのは貸す側。貸す側の農地が、経営所得の対
	象地ということでしょ?
農業振興	そうです。
課	

7番委員	今、そういうふうに言いましたよね?そうしたら、米の直接払い、 民主党の時に、15,000円誰でもほしいから、この対策には 加入するものね。今7,500円だけれども。そしたらもう、そ の農地はすでにもらっているのでできない、という説明なので。 そうしたらもうないんじゃないかと。そういう農地。水田は。
事務局	この農地は○○○○○さんの名前で経営所得に入っているの。
農業振興課	○○さんの名前です。
事務局	○○さんの名前で経営所得に入っているということでしょ?
農業振興課	そうです。
事務局	○○○○○さんの名前で経営所得に入っていたら今回はよかっ たのでしょう?
農業振興課	そうです。そういうことになります。すみません。
7番委員	ちょっと複雑になりましたが、わかりました。〇〇〇〇〇さんでは今まで出てなかったわけですね。
農業振興課	そうです。説明不足で申し訳ございません。
7番委員	これは、もらいにくいね。一言でいうと。
事務局	失礼しました。私もそこまでは知りませんでした。
7番委員	了解しました。
8番委員	もう一ついいですか?

議長	どうぞ。
8 番委員	そういうふうにしてですね、貸し付けてあったわけでしょう?〇
	○さんは、○○さんに貸し付けて作ってもらっていたわけでしょ
	う?これをあえて中間管理機構を利用しないといけなかった、と
	いう理由は何ですかね?
事務局	確かに協力金の対象にはならないんですけど、単純に、口約束だ
	ったというところに、正式な手続きをしてもらったという。その
	本来的なところが一つ、それが一番大きいところかなと思いま
	す。
2番委員	前、農業委員会にかかってなかった。
事務局	経営所得安定対策だけの時はですね。かかってなかったです。
	手続きをする事になったきっかけはですね、この〇〇〇〇〇さん
	の息子さん。息子さんが自分の農地を、農業していないのでもて
	あましている状態にあって。それで、借り手を探してほしいとい
	うことで、農業委員さんの方にも○○さんから相談を受けられた
	こともあったんじゃないかなと記憶しているんですけど。そうい
	ったところの中で、この水田も話にあがったんですけど。そうし
	たら、そこは〇〇さんがされていらっしゃって、これからもする
	ということで、なおかつ手続きが入っていないというところもあ
	りましたので。基本的にその○○さんの方は借り手を探してほし
	い。つまり、農地中間管理事業を利用したいと。というところが
	最初にあって、そこで、口約束でしているというところがわかっ
	て、なら手続きをということで、まず、ここの部分だけでも手続
	きをくんでもらってます。なので、○○さんの相談する農地は別
	に中通に一つ、早里にもう一つありまして、そこの部分は、まだ
	調整中ということにしております。

7番委員	口約束と今言ったよね。口約束ということは、このことにも当然
	載ってないし。経営安定対策も〇〇〇〇君がその田からは取って
	いたわけですよね。直接払いを。それでも、そいつは、農地中間
	管理事業は今回初めてするわけでしょう。そうしたら、経営安定
	対策は地番をみないと資格の有か無か、わからないんじゃないの
	か?地番を調べたのか?経営安定対策加入者だからと今説明し
	たよね。
事務局	共済細目書で調べます。
7番委員	共済細目書。わかった。
議長	他にございませんか。
	<なし>
事務局	<1名退室>
農業振興	<1名退室>
課	
議長	続きまして、議案第22号の農地利用最適化推進委員の選任につ
	いてになりますが、この事案には、候補者として、現農業委員が
	5名推薦されております。農業委員会等に関する法律 第31条
	議事参与の制限により、該当区域事案の審議開始から終了まで退
	席をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします
事務局	議案第22号について説明します。
	別冊A3版の資料になります。
	農地利用最適化推進委員について、以下、推進委員と略させてい
	ただきますが、役割等を、再度、ご説明をさせていだたきます。
	平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正により、農業

事務局

委員とは、別に推進委員を設置することになりました。 業務内容については、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い農地利用の集積・集約化を推進、耕作放棄地の発生防止と解消

を推進が挙げられております。

農業委員につきましては、今までの選挙制と市長による選任制の 併用から、推薦・公募によるものに変更となり、提出された書類 を基に、農業委員会委員選定委員会にて選任協議を行っていただ き、その回答を受け6月市議会へ上程し、市議会の同意を経て市 長が任命することになりました。

しかし、推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならないと規定されているため、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を行い、提出された書類等を基に、推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、選定を行うもので、今回、議案として提出しております。

定数は、伊万里市内を10区域に分け、各区域2名の計20人 任期は、平成29年8月1日から平成32年7月19日までとし ております。

それでは、区域ごとに候補者を説明してまいります。 別冊の議案に候補者の経歴や推薦団体の情報を書いております ので、詳細については省略して説明をさせていただきます。

事務局	1. 伊万里区域です。1ページ上段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○○さん 岩立区生産組合長、伊万里ライスセンター監事
	を歴任されております。
	推薦団体は、岩立区です。
	○○○○さん J A伊万里支所青年部長、J A伊万里支所地区
	総代を歴任されております。
	推薦団体は、木須西区自治会です。
	伊万里区域については、以上です
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、伊万里区域については承認といたします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	2. 中央区域です。1ページ下段です。
	定数2名に対して、候補者3名です。
	○○○○さん 下古賀生産組合長、集落営農組織代表を歴任され
	ております。
	推薦団体は、JA伊万里中央支所生産組合長会です
	○○○○さん 大坪地区生産組合長、中央生産組合会会長を歴任
	されております。
	推薦団体は、立花地区区長会です

事務局	○○○○さん 小石原生産組合長、小石原区長を歴任されております。
	推薦団体は、小石原生産組合です。
	定数2名に対して、候補者3名となっておりますので、農業委員
	会総会において選任をしていただくことになります。
	中央区域については、以上です。
議長	この3名に対して、 御意見 、御質問 はございませんか。
3番委員	いいですか?
-¥ E),
議長	はい、どうぞ。
3番委員	先程事務局から説明は受けたわけですが、2名の定数に3名出て
	おられるということで、何か、地元で調整できなかったのかな、
	と思っておりますが。委員会の中で話を決めろということです
	が、この資料だけで、どういう方なのか、我々も面識もございま
	せんし、どうやって決めたらいいかな。と思っておりますが。ま
	あ、一つの主な仕事が。農地パトロールとかがあるということを
	考えれば。その町まで行かないといけない、その中で、割り振り
	がうまくいくかな、という。非常に思っております。この各3人
	の農家戸数とか、農地面積とか。そういうのがわかれば、参考に
	してみたいなと思っておりますが。事務局の方からわかります
	カュ。
事務局	はい。最新のものではないんですけど、昨年のデータなんですが、
	農地面積と農家戸数についてですね。まず、大坪町につきまして
	は、農地面積が230ヘクタール。農家戸数が181戸です。立
	花町につきましては、新天町も一部入りますけれども、農地面積

事務局	が62ヘクタール。農家戸数が84戸です。大川内町につきまし
	ては、農地面積が230ヘクタール。農家戸数が183戸です。
	以上です。
議長	他にこの区域についてありませんか?
8番委員	いいですか?
議長	はい。どうぞ。
8番委員	私なりの意見でございますけれども。なんで3人。疑問に思うわけですね。それぞれですね、他の地区はこういうことないと思いますけど。いろいろ推薦母体と話し合いながらですね。定数を確保したわけですよ。やっぱり、中央区域でも、この区域でですね。もう一回持ち帰って、その調整をしていただいた方が、よくないかなと私は思います。3人出てらっしゃいますけれども、3人さんのことについても、よく、私はわかりませんので。もう一回ですね、持ち帰って。調整していただいた方がですね、今後のしこりも残らないのじゃないかなというような。考えも致します。私はそういうふうに思います。
4番委員	いいですか?
議長	はい。どうぞ。
4番委員	資料を見ていたんですけど、○○さんの推薦が○○○○さんと書いてありますね。それに、今度は立花の方から○○○○さん、これは同一の人ですか?
事務局	はい。
4番委員	ということは、ちょっと、疑問に。ちょっとおかいしいなということで、感じたわけですけど。以上です。

議長

今度の農業委員と、この最適推進委員さんのですね、制度改革に ついての企画検討委員会を、一昨年の11月からだったですか ね。今の農業委員23人を何人にするとか、最適化推進委員を何 人にするか、ということで。事務局で草案を作ってもらったもの で、5回か6回くらい検討委員会をずっとさせていただいて。そ のあと、事務局の方で、農業振興課とか、地域のですね。農協の 支所単位とか、そんなやつを全部ひっくるめて、農業委員を14 人にしましょう。最適化推進委員さんを農地面積等いろんなやつ を合わせて、20名にしましょうということで、区域ごとに決ま ったわけですね。元々ですね。そのあとこの推薦公募になったの ですが、今回のこの区域については。他の区域については、例え ば、黒川町、南波多町といえば、農地面積もまあまあありますの で、一つの町が区域になっているわけですね。ここの場合は、3 町が一つの区域になってるわけですね。農地面積の関係で。それ で、先程の話のように、何の行き違いがあったか知らないですが。 一応、事務局からお話があったように。ちょっと、8番委員さん の方からもう一回、持ち帰ってというお話もありましたけれど も。この農業委員会のこの席でですね。決めていいような、制度 改革の法律になっておりますので、例えばですけど。たまたまこ の区域だけ、一か所だけがですね。2名に対して3名推薦公募な り、なってますが。考えれば、例えば、黒川町も2名に対して3 名応募してもよかったわけですよね。自分がどうしても出たいと 言って、黒川町2名に対して3名とか4名が出ていてもよかった わけですよ。もしこれを8番委員さんが言うように持ち帰っても う一回となればですね。8月1日が委嘱状式になっているわけで すよね。その前に議会の関係とか行政の長とかにも、事務局の方 から承認の形をいただかないといけませんので。今日ですね。自

議長	分達このメンバーで。自分は、決めたいと思っておるのですが。
	そうしないと、あとあとの日にちがありません。
14 番委員	地元の委員さんはどう?
16 番委員	いや、決めてよいのでは。はっきり言いまして、私は大坪地区か
	らこの○○○○さんを推薦する、というか。特に、なぜかといっ
	たら、佐賀県で初めてできた集落営農というところの初代、とい
	うか、今もしているのですけれども。代表を務めってもらって、
	大坪地区でも顔が広いですしね。中央支所の生産組合長会会長
	の、たまたまですけど○○○○さんがしておられたので、生産組
	合長会の方に推薦をお願いしますということで、行って、〇〇〇
	○さん、推薦者の方ですね。書いてもらっていますね。その後は
	言っていいですか?
議長	公平な形にですね。採決する時に、3名の方の誰かが不利になる
	ような言葉は、この場では避けてください。
16 番委員	推進委員をですね。決める時に、20番委員さんと。昔の農協支
	所管轄で、大坪支所管内から一人と大川内支所から一人という恰
	好で話をしてました。それで、私はすぐ生産組合の会長の所に行
	って、古賀から、農振区域でもあるので。古賀から出していいで
	すかと了解をもらったのです。生産組合の会長から。それで、結
	果的に会長さんの推薦ということで、こうなっているのですけれ
	ど。農業推進委員なので、実質、農業推進区域から出しておいた
	方が良いのでは、と思う、選定の考えがあったので。以上です。
議長	自分もこの件についてはですね。月曜日顔出して事務局と、打ち
	合わせじゃないですけど、例えばですね。ずっと前から、議会推
	薦から何名。農協の推薦から1名とか。共済組合から1名とか。
	そういった感じでずっと来ていたわけですね。この制度がなくな

r	
議長	ったんですね。それでもって、ちょっと14番委員さんに失礼で
	すけれど、農協の理事さんの数が20何人、置くとしますよね。
	その中から14番委員さんが選出されてきておられるわけです
	よね。これも、自分達は、14番委員さんが出てこられて、やっ
	と、農協から14番委員さんとわかるだけで、本当は、自分もな
	ってみたい、という人もおられたかもわからないですよね。しか
	し、やっぱり、農協の理事会なり役員会で、14番委員さんを、
	ということで選出されておるわけですよね。それは、議会の方の、
	昔、4名くらい推薦された時とか、今まで、一番最後は2名だっ
	たですかね。こういうような選出も、2人に対して3人とか4人
	とかもしかしたらおられたかもしれない。これを、議会の方で審
	議してこの方とこの方がとにかく該当者としてふさわしいとい
	ことで、推薦をされてきて、それで自分達もわかるんですよね。
	やっぱりこの制度改革で農業委員会の会議で決めていいような
	形になっておりますので、たまたまこの区域がそういう採決をし
	ないといけない区域になっているのですが。もうちょっと意見を
	ですね。他の委員さんからも聞かせていただいて。できれば、採
	決の形で今日決定をさせていただきたいのですけど。8番委員さ
	んが言われる気持ちもわかりはします。
8番委員	いいですか?
議長	はい。
8番委員	たまたまですね。これは3人出ておられますので、問題は少ない
	と思いますけれども。ある地区からですね、全然推進委員の推薦
	がなかった、と。そういう場合はどうなりますか?
事務局	区域毎2名ですね。という形で20名です。区域が、募集、公募、
	自薦、他薦、無い場合は延長をして募集をしなさい、という指導
·	

事務局	が国からあっております。そこまでです。延長をしてでも募集、
	公募をしなさいと。
8番委員	そういう事になるかと思いますけれども、推進委員さんはです
	ね、農業委員と違って地区から何名と決まってるわけですよ。地
	区からですね。なので、あくまでも私は地区から推薦をお願いし
	たいと思います。そういう方法もあるというのはわかるのですけ
	ども。やっぱり農業委員会に難かけないで、地区の責任でお願い
	したいと思いますね。
20 番委員	もし、これが一人はずされた場合、なんで俺がはずれるのか。と、
	農業委員会に言われたら困るね。
議長	いやいや。そんなことはない。
7番委員	私も、立花町の区長会に農業委員会の職員と一緒に出向いて、こ
	ういう事の説明に同席をしておったんですよ。それで、最適化推
	進委員という話になった時に、大坪町は先程おっしゃったよう
	に、町は3つなんですけど、中央支所は一つなんですね。ですか
	ら、立花町の区長会の人達もそれは農協の生産組合長会に聞かな
	いと最適化推進委員というのは、とてもわかる話じゃないです、
	というようなことでした。ですから、中央支所に委ねたはずなん
	ですね。私はそこまでなんです。農業委員さんが公職選挙法にか
	かわってはいけないと思うものですから、こういうのはね。です
	から、今、20番委員さん、特に8番委員さんがおっしゃったよ
	うに、このことはまだ間に合うはずですから。もう一度中央に戻
	して、自分達で、権利はあってでもですよ、農業委員会があって
	でも。早急に調整をしてください、というお願いが、私はそうい
	うふうにしてほしいなと思うのですが。

	,
議長	農業委員と最適化推進委員さんの公募初めが2月15日から3
	月14日までと、期限をつけてあったのですが、ある地域によっ
	ては、なかなか決まらないで。推薦公募みたいなのでは決まらな
	いで、最終的には3月28日までだったですかね。延長の形にな
	って、一応、この形になったわけですよね。農業委員さんは14
	人に対して、14人。そして、最適化推進委員さんが、20人対
	して21人になってるわけです。
7番委員	愚問ですが、3人にするわけにはいかない?
事務局	議会で20人ということで承認を受けてますので。
議長	議会の方で承認をいただいているので、一人追加というわけには
	いかない。
事務局	今、7番委員さん、8番委員さん、その他言われるように。もう
	一回自分達で、地元でという考え方なりも当然わかります。実は
	ですね、これはすいません、一方の見方でしかないんですけど。
	昨年からこの法改正でしております。全国的にですね。佐賀県も
	神崎と鹿島と吉野ヶ里が、28年度よりしておりまして。そうい
	った中で、昨年動きのある中に対して、国からまた通達が来てま
	す。どういう通達があったかと言いますと、定数きっちりしか募
	集があってない。当然、地元調整して出されておる、というとこ
	ろもあるのでしょうけど。定数ぴったりでどこでも終わっている
	と。そこについては、国としては、自分達の思い描く今度の法改
	正とはちょっと違うよと。それはいろいろと調整があってるんじ
	やないの?と。そういうことからすると、今回言われたような問
	題点はわかります。本当、わかりますし、そういう形で上がって
	くればそれで済む話であったんですけど、今回、2に対して3あ
	がってるという部分につきましてはですね。3は3で粛々とこの

	農業委員会が委嘱する形になっておりますので。そういう形で、
	会長からもありましたように今回で決める形でお願いできれば
	と、私は思います。おっしゃるように、その後は大変ですね。た
	ぶん大変になるかと思いますけど、そこも、我々とすると、粛々
	と、こういう判断の元で、こう農業委員会でしましたと、言うし
	かありません。今回2が3ですから、4になったり5になったり
	する可能性もあるような、そしてそこで、決めるような仕組みに
	なっておりますので、そこらへんは、農業委員の皆様方には御理
	解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
7 番委員	なんとしても、事務手続き上、それから改正上決めようとしてい
	ますけど、わかります、と言っても、わかってないですものね。
	地元のここに選ぶというのは、とっても苦痛であって大変なこと
	なんだよ。だから、例えば、農業委員会で決めた、ということに
	していいけれど。していいので、この権限を議長と事務局に移そ
	うか。委員長と事務局に。決めたことにしていいよ。どうしても
	決めたければ。
事務局	法においては、農業委員会で委嘱するとなっております。
7番委員	その権利を移すと言っている。
事務局	そもそもの話になってきますけれども。制度改正も、我々も区長
	会なりに説明を行きました。それにつきましては、最適化推進委
	員については、各区域で2名ずつまでです、と、いうところまで
	話をしてまして。それについては、自薦他薦でお願いしますと。
	そういう仕組みになっておりますというところを説明しており
	ますので。今回のこのケースはですね、1地区になりましたけど、
	今後においてはこういう事は考えられる、ということで、皆さん
	方、お願いしたいと思います。

7番委員	国の思い描く姿ではあるわけですね。
事務局	はい。そうです。
2番委員	ちょっといいですか?
議長	はい、どうぞ。
2番委員	農家戸数とか、農地面積から言うとですよ。大川内と大坪が多いわけですね。断然に。そうすると、例えば、大川内とか大坪を外した時に。その農業委員さんの負担が多くなりますよね。立花の場合は3分の1にしては、農家戸数も農地面積もないわけでしょう。そしたら、農業委員さん一人でも、まあできるような、面積と農家戸数でしょ。なので、例えば大川内とか大坪が落ちれば今度は、農業委員さん一人に荷がかかってくるのでですね。なかなか難しいですが、そこらへんが。なんでうちから出したのを落としたのか、と。大坪、大川内は言わないとも限らないですよね。
7番委員	この期限が迫ってるからと、なんとしても、て。二度目はもう三度目はないからね、て。
議長	ちょっと、先走りになってしまうのですけど。例えば、これが3 年後ですね。黒川町から2人増えて4人出られたと。波多津から3人出られたと。東山代から4人出られたと。そうしたら、やっぱり、ここの中でしないといけないわけですよね。地元に持ち帰っても。ちょっと、思うのですが、誰か引いてくれないか、とですね。誰が陣頭指揮取っていいところしこりの残らないようにできるかどうかというのは、下手すれば1か月とか2か月かかるかもしれないじゃないですか。どこかでやっぱり採決しないといけないわけですよ。実際、区域ごとに調整して2名のところ2名にしたのも、ある面は調整しているわけですよね。なりたくなかっ

議長	た人が、どうしてもしないといけなくなった、区域もありますよ
	ね。これは農業委員も一緒ですよね。また俺せろてや、とか。そ
	ういった感じもあるでしょう。
7番委員	なので、地元調整ができているということですものね。
議長	しかし、事務局長が言われたように。例えば20人に対して20
	人。農業委員が14人に対して14人。これはまた昔どおりじゃ
	ないか、という感じでですね。国の方は勘ぐるわけですよね。な
	んの制度改革だという感じでですね。ですので、たまにはこうい
	うようなことがないと、ですね。
7番委員	先々、農地の流動化はわかりませんけれども。どこのところでも、
	最適化推進員さんを選ぼうとしても、難儀していると思います
	よ。だから、国の描く姿が全然違うのですよね、今の現状と。で
	すから、今までの農業委員会の選出の地区に依頼するというの
	が、いつもうまくいっていたので、ここも、もう少しやっぱり地
	区で、ちょいちょいもめたり、ですけどね。
2番委員	だからというとおかしいですけど、19番委員さんでも16番委
	員さんでも自分がいるところより、家の辺りからとか、反対の方
	からと思って、お願いをされているのではないの。
11 番委員	しかし、今回で絶対決めないといけないということであればです
	よ。もう、農家戸数とですよ、面積が全然違うじゃないですか。
	それを考慮したらですね、そういう面で考慮をして、もう決める
	より他はないということでしょう?立花は農業委員さんはいら
	っしゃらないですよね?
2番委員	今はですね。
11 番委員	今はいらっしゃらないですよね。しかし、それでも、今までなん
	となっていたと。そしたら、次もなんとかなると。しかし、なん

11 番委員	で、4番委員さん今言ったように、〇〇さんが推薦者ですか。
16 番委員	生産組合長会の会長です。なので、農業委員も推進委員も大坪の
	場合は生産組合長の推薦です。区長会じゃない。立花は区長会で
	すが。私の方の大坪というのは生産組合長から出される。区長会
	はしないと言ってる。推薦しないと。
11 番委員	しかし、絶対決めないといけないなら、そういうのも考慮したう
	えで、もう、投票するなりなんなりしないと。
8番委員	大川内地区と大坪地区には、次の、これはまだ決まってないかも
	しれないけれど、農業委員さん出ていらっしゃいますよね。立花
	町には農業委員さんもいないし。
議長	いや、個々にいます。今度はいます。
8番委員	今度は出られる?
2番委員	町から一人なので。
8番委員	勘違いしておりました。
11 番委員	それは、もう、決を取ってもいいということでしょう?
7番委員	絶対、今、今日決めないといけないなら、それでしないといけな
	いのですが、でも、聞いていると。もう1回、戻して、調整する
	余裕のわずかでもありそうな話だからですね。どうしても、今日
	なら仕方ないけれども。
議長	反対に、調整をしてもらってまた一か月後も決まらないと、また
	6月の農業委員会で採決するようになるよりも、今決めた方が良
	いかもしらないですよ。
7番委員	間に合いはするのですね?

議長	間に合うかどうかは事務局の方に聞かないと。
7番委員	間に合いはするのですね、ギリギリのタイトな時間ではあろうけ
	れど、間に合いはするね?
事務局	時間的には間に合うかもわかりませんけど、そもそも、先程申し
	上げましたように。この仕組みが、そういう仕組みにはなってお
	りませんので。言われる意味は重々わかりますが、粛々と決めて
	もらうしかないと考えております。
16 番委員	私からいいですか。さっき言いましたように、大坪支所管内とい
	うのが大坪と立花を入れたのが、昔の大坪支所管内です。ここか
	ら1人。そして、大川内から1人。という恰好が一番良いと思い
	ます。そして、推進委員なので、農業を進めないといけないのだ
	から。地域が農業推進地域であるとこが適してると思います。
議長	8番委員さんの気持ちも重々わかるのですが、国の方から見た
	ら、定数に対して定数でそのままか、という感じで。こういうよ
	うな雰囲気とかですね。あんまり癒着したような感じばっかりに
	していたら、国の方の補助金を減らすぞとかなったり、変に脅し
	をかけたりとかですね、そんなお話も聞いたりするのですけど
	も。今日、採決をさせていただいてよいでしょうか?他に意見が
	なければですね、8番委員さんの気持ちも重々わかるのですが、
	採決の形にさせていただいて。
13 番委員	私も8番委員さんの意見に賛同したいのですが。どうしても決め
	ないいけないのならば。決める基準は、ただ、これだけ、書類だ
	け見て選考をするわけですかね。
議長	先程、事務局が言われた農地面積とか農家戸数の他には、あんま
	り、事務局からも個人の不利になるようなことは言えませんです
	よね。事務局。

事務局	事務局として用意しておりますのは、今言いました農家戸数なり
T-1/3/1-3	面積。あとは、これまで、農地パトロール等していただいており
	ますので、その農地パトロール、非農地通知、利用状況調査、そ
	ういったものの面積を町毎には把握をしております。それ以外、
	こういったことについてどうですか?という、お聞きされたいこ
	とがあれば、時間がある限りでは、調べることは可能かと思いま
	すけれども。そういったものは用意をしております。
10 平禾昌	
13 番委員	ちょっと私は、この、書類だけでは、選挙は、私はしきれない感し、
# 7/r F7	じがするのですが。皆さんはどうか知りませんが。
事務局	例えばどういった情報が必要ということになりますか?
20 番委員	3人呼んでここで話をしてもらうとか。それもちょっと難しいで
	しょうけども。
9番委員	選考は、こういう数字が載ってないと選考されんですものね。
8番委員	面積の多いところからというわけにはいかないですからね。農家
	戸数の多いところからとも決まってない。地元で調整したほうが
	一番しこりが残らない。農業委員さん達もわかっておられるか
	ら。この人が良いということは。この人がダメということは。わ
	かっておられるからさ。
20 番委員	各地区から今度は絶対、推進委員さん達を絶対出すと今度はムキ
	になって言われるなら。
9番委員	そうなってくるよな。どこか1人おろしたらさ、絶対おりないっ
	て。
2番委員	絶対おりないとも言うだろうし、おろすわけにもいかないように
	なってくるんじゃないか。
15 番委員	説明は十分できてるはずですよね、二人ですよということは、こ
	れは本人、3名の方も十分頭には残っていると思いますから。も

15 番委員	う、その辺を全体的にこう、今話を聞いた中でですね。それぞれ
	 判断をして今日決めた方が。農業委員会で推薦をしますという、
	定義に沿っていいんじゃないでしょうか?と、私は思いますけ
	ど。
20 番委員	強くでないとね。農業委員会もね。
15 番委員	地元で出してください、て、審議する意味がないですものね。だ
	から、こういうケースは今からも出るとは思いますけど、決定権
	は、ここでした方がいいんじゃないかなと思います。
議長	鳥栖の農業委員会もですね、先月、鳥栖の会長と会議の後に話を
	していたら、やっぱり、こういう関係で、審議ですね、しました
	ということだったです。
20 番委員	この人達は、こうして3名でているけど、2名にしないといけな
	い、これは農業委員会で決めますよということは知っておられる
	のですよね?
事務局	3名の内あるところについては、承知されていると聞いておりま
	すけれども、一斉に出されたわけではございませんので、最初に
	出されたところに、あえて、募集をしてきた後に、こうなります
	よという説明は、していないんじゃないかなと思います。一緒に
	出されていいよう、いや、それこそ、農業委員さん達の情報があ
	れば、お尋ねしたいんですけど。私は3つのうちのあるところは
	そういう事だと聞いておりますけれど、それ以外はもう出された
	というところでしか伺っておりません。
16 番委員	今の局長の話に付け加えますけど、たぶん、書類を、申込用紙を
	出された順番に名前が書いてあると思うのですけど。私が推薦す
	る○○さん。実質、○○さんに頼みに行ったのは私なんですが。
	○○さんは、もう、推進委員をしないといけない、と、思いきっ

ておられます。まさか落選ですよとなると、俺は馬鹿にするなと言われるので。たぶん、私は農業委員を降りないといけなくなると思います。古賀地区で生産組合の役員に集まってもらって話し合いまでして〇〇さんにしてもらってるので。これで、〇〇さん落選でしたと言ったら、馬鹿にしたなと言われて、俺は農業委員降りる、となるのは間違いないです。以上です。
よろしいでしょうか?
はい。
先程の質問ですけど、現在3名さんを含め、今の選任のこの分は、ホームページに掲載しております。ですから、中央地区については3名の応募があったということはホームページに掲載いたしております。また、募集要項につきましても選定方法としまして
は、伊万里市農業委員会を開催し、提出された書類をもとに推薦 を受ける者及び応募する者の評価を行い選定をします。選定の結 果については文書で通知します、という要綱を掲げております。
ホームページで出しているのは人数だけ?名前までは出せないですよね?
いえ、これと同等のものを出しています。お手元にお配りした分をそのものを出してます。出せとなってます。
どっちにしてもですね、今この3名の方を選定する、決定しないといけないわけですけれども。これをまたさらに持ち帰ってとなったら、皆さん考えてよくわかると思いますけれども。なおこじれてくるという可能性は十分あると思います。その方が強いと思います、私は。一番いいのはここに3名さん来てもらって、立候補の表明をしてもらったほうが、一番わかりやすいわけですけども。そういった時間もないと思いますので。先程も言いましたよ

15 番委員	うに、ここで我々で決定権をしたがいいと、今の時点で私は思い
	ます。以上です。
議長	他にございませんでしょうか。
	<なし>
	それでは、事務局長も言われたように、今日この場で決めさせて
	いただきたいと思います。ここで決めていいということで法的に
	も決まっておりますので。それで、この3人の内1人誰か落ちら
	れるわけですよね。しかし、これについては23人の誰々が、誰
	に手を挙げたとか、そんなようなのは一切公表もなにもされませ
	んので、23人のみんなの気持ちが1番2番3番になるか、とい
	うことですから。
事務局	それではですね、準備をさせていただきたいので、しばらく休憩
	を議長にお願いしたいのですけれども。
議長	それでは、今日決めさていただきます。 投票については2名の方
	を選んでいただいて、3人の内1番2番3番を決めさせていただ
	きたいと思います。どうしても、自分はどうこうという人は無記
	名でも結構です。普通の市会議員の選挙なんかと一緒です。国家
	議員の選挙と一緒です。市会議員の選挙でも一緒ですよね。定数
	いくらに対して4人5人とか。多く出馬されますよね。何人かは
	落ちられるわけですものね。市会議員さんも20に対しての20
	の定数で立候補されるわけじゃありませんので。そういうような
	気持ちで投票されてください。それでは、準備ができるまで。3
	時10分に再開させていただきます。
	(休憩)
議長	それでは、再開します。準備をしていただきましたので、事務局
	から、1枚ずつ配布しますか。

事務局	はい。事務局の方からお手元に1枚ずつ投票用紙をお配りします
	ので、席で書かれると隣の方に見えてしまいますので、投票箱の
	方に一人ずつ順次行っていただいて、書いていただいてもいいで
	すし、もう机でいいよ、という方は机のところで書いていただく、
	ということでお願いします。一応、今回ですね、お名前書いてい
	ただくのは面倒かなと思いましたので、3名の方のお名前を書い
	ております。○をつけるだけにしておりますのでよろしくお願い
	を致します。
議長	それでは、3名の名前の上に○印を付けるようになっております
	ので、○を2つですね。3名はつけないでください。2名の方に
	○印つけるような、投票をしたいと思います。机の上で記入しづ
	らいという人は、投票箱のところに行ってしていただいても結構
	ですので。記入した後は投票箱にお願い致します。
	(投票)
議長	それでは、投票結果を発表させていただきます。○○○○さん、
	○○○○さんが当選となりました。
16 番委員	すいません。そうしたら、もう一人の方は誰が連絡をされるので
	すか。
事務局	事務局から、当選者も含め通知致します。連休明けになるかと思
	います。
議長	それでは、次の区域、黒川区域にまいります。○番○○委員は候
	補者でありますので、退席をお願いします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	3. 黒川区域です。2ページ上段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。

事務局	○○○○さん 奥野区長、黒川町生産組合会会長を歴任され、現 農業委員として活動していただいております。 推薦団体は、奥野区です。
	○○○○さん JA黒川支所青年部長、立目生産組合長を歴任されております。 推薦団体は、黒川町区長会です。
	黒川区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございませんか。 <なし>
	無いようですので、黒川区域については承認といたします。
	○番○○委員は入室をお願いします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	4. 波多津区域です。2ページ下段です。 定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん 馬蛤潟区長、馬蛤潟区生産組合長を歴任されております。
	推薦団体は、波多津町生産組合長会です。
	○○○○さん 木場区副区長をされております。 推薦団体は、波多津町生産組合長会です。
	波多津区域については、以上です。
	以少 中口次 C 11 C 10、

議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、波多津区域については承認といたします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	5. 南波多区域です。3ページ上段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん JA南波多理事、JA伊万里梨部会南波多支部副
	支部長を歴任されております。
	推薦団体は、南波多町区長会です。
	○○○○さん 前平農業生産組合理事、JA伊万里梨部会南波
	多支部副支部長を歴任されております。
	推薦団体は、南波多町区長会です。
	南波多区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、南波多区域については承認といたします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	6. 大川区域です。 3ページ下段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん 山口区生産組合長、山口区長を歴任されておりま
	す。

事務局	推薦団体は、山口区自治会です。
	○○○○さん 駒鳴区生産組合長、駒鳴区長を歴任されておりま
	す。
	推薦団体は、駒鳴区自治会です。
	大川区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、大川区域については承認といたします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	7. 松浦区域です。4ページ上段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん 久良木区生産組合長、松浦町玉葱部会会長を歴任
	されております。
	推薦団体は、松浦町区長会です。
	○○○○さん 下平区生産組合長、下平区長を歴任されておりま 、
	す。 ************************************
	推薦団体は、松浦町区長会です。
** E	松浦区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>

	,
議長	無いようですので、松浦区域については承認といたします。
	次の区域につきましては、○番○○委員は候補者でありますの
	で、退席をお願いします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	8. 二里区域です。 4ページ下段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん 東八谷搦区生産組合長、東八谷搦区長を歴任され
	ております。
	推薦団体は、二里町区長会です。
	○○○○さん 現農業委員として活動をしていただいておりま
	す。
	推薦団体は、二里町区長会です。
	二里区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、二里区域については承認といたします。
	○番○○委員は入室をお願いします。
	次の区域につきましては、○番○○委員は候補者でありますの
	で、退席をお願いします。
	事務局、次の区域の説明をお願いします。
事務局	9. 東山代区域です。 5ページ上段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん 下大久保地区生産組合長、里の農地を守る会副会

事務局	長を歴任されております。
	推薦団体は、東山代町区長会です。
	○○○○さん JA東山代支部女性部長、JA伊万里女性部本所
	部長、現農業委員として活動をしていただいております。
	推薦団体は、東山代町区長会です。
	東山代区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、 御意見 、御質問はございま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、東山代区域については承認といたします。
	○番○○委員は入室をお願いします。
	次の区域につきましては、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員は候補者
	でありますので、退席をお願いします。
	事務局次の区域の説明をお願いします。
事務局	10. 山代区域です。5ページ下段です。
	定数2名に対して、候補者2名です。
	○○○○さん 農協共済理事・監事、現農業委員として活動をし
	ていただいております。
	推薦団体は、山代支所生産組合長会です。
	○○○○さん 伊万里農協の職員として就労され、現農業委員と
	して活動をしていただいております。
	推薦団体は、山代支所生産組合長会です。

事務局	山代区域については、以上です。
議長	この2名を推進委員とすることに、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、山代区域については承認といたします。 ○番○○委員、○番○○委員は入室をお願いします。
	これをもちまして、議案第22号農地利用最適化推進委員の選任 については、20名が決定いたしました。
事務局	議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項 に移ります。
	報告第8号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第8号農地法第18条第6項通知の受理4件について御説明します。
	議案は21ページを御覧ください。
	15番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用される予定です。
	16番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は農地中間管理事業を利用される予定です。
	17番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は自作される予定です。

事務局	18番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は別の方に売却される予定です。 報告第8号については以上4件です。
議長	報告第8号農地法第18条第6項通知の受理4件について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして報告第9号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第9号農地の形質変更届について御説明します。 議案の22ページの4番になります。 図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページになります。 申請地は二里町西八谷搦地区です。 こちらは、ハウスを建設するために嵩上げをして利用するための届出です。 報告第9号については以上1件です。
事務局	それでは、4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	4月3日。〇〇〇〇〇〇〇〇社長〇〇〇〇さんがおみえになりました。土地のことを説明された後、嵩上してハウスをつくるということで。そのあと見に行きました。随時されているところです。 御意見をお願いします。

議長	4番について、御質問はございませんか。
議長	<なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第5回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>

議事録署名者

 平成
 年
 月
 日

 平成
 年
 月
 日

 3番
 印

 平成
 年
 月
 日

 22番
 印